

長井市									
支援事業名	支援方法	分類			支援内容	支援要件	支援額	募集期間	担当課
		新築	リフォーム	その他					
長井市浄化槽排水設備等改造資金融資あっ旋及び利子補給事業	利子補給	—	○	—	長井市が設置する浄化槽で汚水を排水するための改造工事に対し、融資のあっ旋と利子の補給を行う事業	市税・及び浄化槽事業分担金に滞納のない方	融資のあっ旋は1件につき100万円以内とする。利子補給は、3%を超える部分に対し補給する。	随時	上下水道課 0238-83-3389 (直通)
長井市浄化槽事業附带工事補助金	補助金	○	○	—	長井市が設置する浄化槽で、排水設備の勾配が不足した場合に放流ポンプ等の設置費用の一部を補助	長井市が設置した浄化槽に付随する放流ポンプ等を設置した場合	補助対象経費の1/2。ただし、最高5万円まで。	年度内	上下水道課 0238-83-3389 (直通)
介護保険法に基づく住宅改修費給付事業	補助金	—	○	—	長井市の被保険者が居住する住宅の段差解消や手すりの取り付け、風呂・トイレを改修する費用を補助する事業	在宅の要介護者・要支援者	限度額20万のうち9割(18万)もしくは8割(16万)	随時	福祉あんしん課 0238-87-0686
長井市木造住宅耐震診断士派遣事業	補助金	—	○	○	市内の居住用の戸建て木造住宅について、希望者の求めに応じて市で認定した耐震診断士を派遣し、一般診断法による耐震診断を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次の対象建物を持つ方 <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年5月31日以前に着工された戸建木造住宅 ・居住用のもの又は居住予定が明らかなもの ・在来軸組工法に木造平屋建て又は木造2階建てのもの ・店舗等併用住宅の場合は延べ床面積の2分の1以上が住宅の用途であるもの ・過去に市から耐震診断士の派遣を受け、耐震診断を受けていないもの ■ 市内に住所を有する方 ■ 市税等の滞納のない方 	診断費用の9割を支援する (個人負担額は1棟当たり①現況診断9,000円②現況診断+補強計画作成13,000円)	平成29年度募集の時期はお問合せ下さい	建設課 0238-87-0863 (直通)
長井市木造住宅耐震改修補助事業	補助金	—	○	○	市民が居住の用に供する木造住宅について、地震による被害の軽減を図るため、木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次の対象住宅を持つ方 <ul style="list-style-type: none"> ・「長井市木造住宅耐震診断士派遣事業」による耐震診断・耐震改修計画作成を受けたもので、耐震診断の総合評点が0.7未満であるもの ・工事完成が平成30年2月28日(水)までに見込まれるもの ・長井市内に事業所、支店を有する法人又は個人事業者が施工すること ■ 市内に住所を有する方 ■ 市税の滞納の無い方 	総合評点が0.7以上1.0未満となるもの: 工事費の1/4(上限40万円) 総合評点が1.0以上となるもの: 工事費の1/2(上限100万円)	平成29年7月3日(月)~平成29年11月30日(木)	建設課 0238-87-0863 (直通)
長井市水洗便所改造等資金融資あっ旋及び利子補給	利子補給	—	○	—	下水道接続に伴う水洗便所等改造工事(新築は除く)に対する融資のあっ旋及び利子補給	<ul style="list-style-type: none"> ・個人であること ・市税・水道料金・下水道受益者負担金及び下水道使用料に滞納のない方 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資あっ旋限度額 100万円(返済期間5年以内) ・利子補給額 供用開始後3年以内の工事に対し利子の全額 	随時	上下水道課 0238-83-3389 (直通)
長井市浄化槽転換事業費補助金	補助金	○	○	—	既存の単独処理浄化槽、又は汲み取り便槽から市設置型合併処理浄化槽に切り替えた場合に浄化槽事業分担金の一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅を改築して浄化槽を設置した場合 ・浄化槽事業分担金、市税等の滞納がない方 	原則、浄化槽事業分担金の2分の1を補助(上限10万円)	年度内	上下水道課 0238-83-3389 (直通)
長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	○	○	—	長井市に住所を有する者または市内に事業所を置く法人が、県再生可能エネルギー設備導入事業費補助金を受ける設備に対して上乗せして補助金を交付する	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人 ・山形県再生可能エネルギー設備導入事業費補助金を受ける設備であること ・市税等の滞納がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備(発電出力10kW未満)は、発電出力1kWあたり2万円(上限5万円) ・木質バイオマス燃焼機器(ペレットストーブ・薪ストーブ等)は、事業費の3分の1(上限4万円) 	平成29年4月1日から平成30年3月31日	市民課生活環境係 0238-87-0681 (直通)